再生医療等製品の保険償還価格の算定について

類別			ヒト細胞加工製品(ヒト体細胞加工製品)					
成分名			チサゲンレクルユーセル					
収載希望者			ノバルティスファーマ(株)					
販売名 (規格単位)			キムリア点滴静注 (1患者当たり)					
効能、効果 又は性能			1. 再発又は難治性のCD19陽性のB細胞性急性リンパ芽球性白血病 2. 再発又は難治性のCD19陽性のびまん性大細胞型B細胞リンパ腫					
主な用法及び用量又は使用方法			 (1) 再発又は難治性のCD19陽性のB細胞性急性リンパ芽球性白血病に用いる場合 通常、25歳以下(投与時)の患者には、体重に応じて以下の投与量を単回静脈内投与する。 ・体重50kg以下の場合には、CAR発現生T細胞として0.2×10⁶~5.0×10⁶個/kg ・体重50kg超の場合には、CAR発現生T細胞として0.1×10⁸~2.5×10⁸個(体重問わず) (2) 再発又は難治性のCD19陽性のびまん性大細胞型B細胞リンパ腫に用いる場合 通常、成人には、CAR発現生T細胞として0.6×10⁸~6.0×10⁸個(体重問わず)を単回静脈内投与する。 					
	算定方式		原価	原価計算方式				
		製品総原価		23,632,062円				
	原価計算	営業利益		4, 137, 694円 (流通経費を除く価格の14.9%)				
算		流通経費		682,000円 (消費税を除く価格の2.4%(収載希望者の自己申告に基づく))				
定		消費税		2,276,140円				
	補正加算			有用性加算(I)(A=35%)、市場性加算(I) (A=10%)、加算係数=0.2 (加算前) (加算後) 1 患者当たり 30,727,896円 \rightarrow 33,493,407円				
	外国平均価格調整			なし				
	第	定薬価		1 患者当たり 33, 4	493,407円			
			外	国 価 格	収載希望者	たよる市場規模予測		
な	l				予測年度 予測本	剤投与患者数 予測販売金額		
米国	☆考) 国(CMS 国(AWI		388. 300 1 570. 0	3 ドル 48, 332, 714 円 000. 00 ドル 62, 700, 000 円	(ピーク時) 8年度 2	16人 72億円		
米国英国	(AWI (NHS (Lau	P)【DLBCL S) uer-Taxce 為替レートは	】447,0 282,0 320,0 平成 30	500.00ドル 49,236,000円 500.00ドル 49,236,000円 5000ポンド 41,172,000円 5000ユーロ 41,280,000円 年4月~平成31年3月の平均 参照していたRED BOOKの価格	最初に承認された国(年月): 米国(2017年8月)			
製油	告販?	売承認 日	1	平成31年 3月26日	薬価基準収載予定日	令和元年 5月22日		

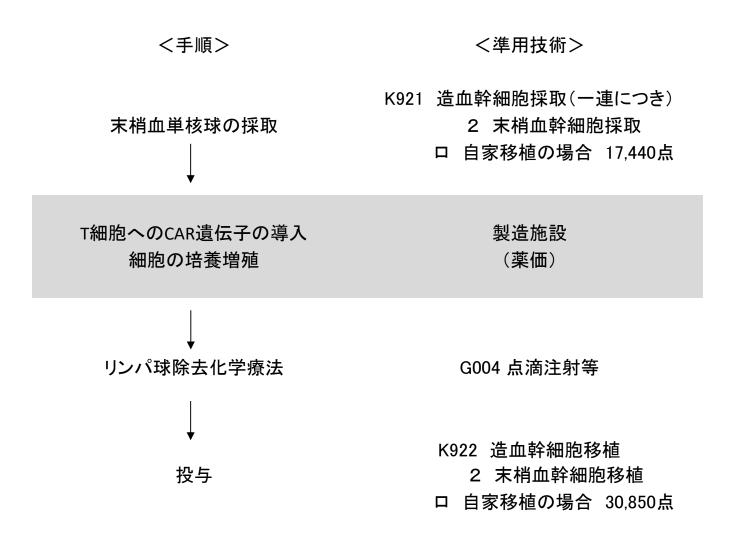
薬価算定組織における検討結果のまとめ

成分名 チサゲンレクルユーセル イ. 効能・効果 1. 再発又は難治性のCD19陽性のB細胞性 急性リンパ芽球性自血病 2. 再発又は難治性のCD19陽性のびまん性 大細胞型B細胞リンパ類 (2. 再発又は難治性のCD19陽性のびまん性 大細胞型B細胞リンパ類 (2. 再発又は難治性のCD19陽性のびまん性 大細胞型B細胞リンパ類 (3. 在の 1 を患者自身の下細胞に導入したCAR 発現生下細胞 (4. 対域の 2 と患者自身の下細胞に導入したCAR 発現生下細胞 (5. 在患者自身の下細胞に導入したCAR 発現生下細胞 (6. 在患者自身の下細胞に導入したCAR 発現生下細胞 (7. 0~120%) (7. 0~120%) (8. 当しない (3. 5~60%) (3. 5~60%) (4. 新規作用場下(異なる響的部位): ①-b=1p (5. 60%) (5. 60%) (6. 60%) (7. 0~120%) (6. 7. 0~120%) (7. 0~120%) (7. 0~120%) (8. 当しない (8. 1) (1. 1)	4月18日	平成31年 4月	第一回算定組織	式	算定方式原価計算方			
1. 再発文は難治性のCD19陽性のB細胞性	ぶない根拠	類似薬がないた	新薬					
選挙	本品と同様の効能・効果、 薬理作用、組成及び化学構造 等を有する既収載品はない ことから、新薬算定最類似薬 はないと判断した。	CD19陽性のB細胞性 白血病 CD19陽性のびまん性			原価計算方式な			
選挙		CAR導入T細胞依存性細胞傷害作用			口. 薬理作用		を採用	
選挙						用する妥		
(70~120%) 該当しない 該当しない 該当する(A=35%)				注射剤	剤形		当性	
イ. 新規作用機序(異なる標的部位): ①-b=1p ハ. 治療方法の改善(不十分例): ②-a=1p 合計: 5 p (有用性加算(I)) + 1 p + 1 p = 7 p 以下を踏まえ、有用性加算(I) A = 3 5 %が妥当と判断した。 ・本品は、主要組織適力遺伝子複合体(MHC)に拘束されること 陽性 B 細胞に特異的に結合し、抗腫瘍効果を発揮する。さらに、 胞自身が体内で活性化、増殖、生存して免疫監視機構が働き続いの投与で持続的な抗腫瘍効果が期待できる。 ・本品の臨床試験は、再発又は難治性のB 細胞性急性リンパ芽球性 び再発又は難治性のびまん性大細胞型 B 細胞リンパ腫患者を対であり、既存の治療方法で効果不十分な症例において、有用性が (5 ~ 3 0 %) 市場性加算(I) (1 0 ~ 2 0 %) 市場性加算(II) (5 %) 本品は希少疾病用再生医療等製品の指定を受けている。本品と同一有する薬剤はないものの、B 細胞性急性リンパ芽球性自血病及びび、B 細胞リンパ腫に対する治療薬は既に存在することから、A = 1 0 % した。 市場性加算(II) (5 %) が 関 加算(5 ~ 2 0 %) * 該当しない * 該当しない * 「表別で審査指定制度加算(1 0 ~ 2 0 %) 新薬剤出・適応外薬解消等 * 該当しない 新薬剤出・適応外薬解消等 * おままる(注か理由・そ小疾病用再生医療管制品として指定)	該当しない							
本品は、主要組織適合遺伝子複合体 (MHC) に拘束されること 陽性 B細胞に特異的に結合し、抗腫瘍効果を発揮する。さらに、胞自身が体内で活性化、増殖、生存して免疫監視機構が働き続いの投与で持続的な抗腫瘍効果が期待できる。 ・本品の臨床試験は、再発又は難治性のB細胞性急性リンパ芽球性 び再発又は難治性のびまん性大細胞型B細胞リンパ腫患者を対であり、既存の治療方法で効果不十分な症例において、有用性が 該当しない 該当しない 該当する (A=10%) 本品は希少疾病用再生医療等製品の指定を受けている。本品と同一有する薬剤はないものの、B細胞性急性リンパ芽球性白血病及びび、B細胞リンパ腫に対する治療薬は既に存在することから、A=10% した。 市場性加算(Ⅱ)(5 %)	イ. 新規作用機序(異なる標的部位): ①-b=1p ハ. 治療方法の改善(不十分例): ③-a=1p							
加算 有用性加算(II) (5~30%) 該当しない 市場性加算(I) (10~20%) 本品は希少疾病用再生医療等製品の指定を受けている。本品と同一有する薬剤はないものの、B細胞性急性リンパ芽球性白血病及びび、B細胞リンパ腫に対する治療薬は既に存在することから、A=10%した。 市場性加算(II) (5~20%) 該当しない 水 児 加 算 (5~20%) 該当しない 新薬創出・適応外薬解消等 該当しない 新薬創出・適応外薬解消等 該当しない	・本品は、主要組織適合遺伝子複合体(MHC)に拘束されることなくCD19 陽性B細胞に特異的に結合し、抗腫瘍効果を発揮する。さらに、投与したT細 胞自身が体内で活性化、増殖、生存して免疫監視機構が働き続けるため、1回							
 市場性加算(I) (10~20%) 本品は希少疾病用再生医療等製品の指定を受けている。本品と同一有する薬剤はないものの、B細胞性急性リンパ芽球性白血病及びび、B細胞リンパ腫に対する治療薬は既に存在することから、A=10%した。 市場性加算(II) (5 %) 小児加算(5~20%) 大駆け審査指定制度加算(10~20%) 新薬創出・適応外薬解消等 新薬創出・適応外薬解消等 該当しない 該当しない	該当しない						加	
「場性加算(I)	該当する (A=10%)							
(5 %) 該当しない 小 児 加 算 (5~20%) 該当しない 先駆け審査指定制度加算 (10~20%) 該当しない 新薬創出・適応外薬解消等 該当しない	本品は希少疾病用再生医療等製品の指定を受けている。本品と同一の効能・効果を有する薬剤はないものの、B細胞性急性リンパ芽球性白血病及びびまん性大細胞型B細胞リンパ腫に対する治療薬は既に存在することから、A=10%が妥当と判断した。							
(5~20%) 該当しない 先駆け審査指定制度加算 (10~20%) 該当しない 新薬創出・適応外薬解消等 該当しない	該当しない							
(10~20%) 談当しない 新薬創出・適応外薬解消等 該当よる (主な理由・参小疾病用更生医療管制 P k) で特定)	該当しない							
	該当しない							
(人)	該当する(主な理由:希少疾病用再生医療等製品として指定)			新薬創出・適応外薬解消等 促進加算				
費用対効果評価への該当性 該当する (H3)	該当する (H3)				費用対効果評価への該当性			
当初算定案に対する新薬収 載希望者の不服意見の要点								
上記不服意見に対する見解 第二回算定組織 平成 年 月 日			成 年 月 日	第二回算定組織 平	上記不服意見に対する見解			

製品概要

販売名	もたけ ア占海熱注						
双 冗石	キムリア点滴静注						
使用目的	本品はCAR-T細胞療法に使用される再生医療等製品であり、患者末梢血由来のT細胞の遺伝子を改変してキメラ抗原受容体(CAR)を発現させたものである。医薬品と同様に薬理的作用による治療効果を期待して、点滴で静脈内に投与される。本品に導入されるCARは、主にB細胞で発現する糖タンパク質のCD19を特異的に認識する一本鎖抗体ドメイン、及び細胞内シグナル伝達ドメイン等から構成される。一本鎖抗体ドメインがCD19を発現した細胞を認識すると、細胞内シグナル伝達ドメインに増殖、標的細胞に対する攻撃、及び細胞の持続・残存等に関する信号が伝達される。これらの作用により、本品はCD19陽性のB細胞性の腫瘍において、腫瘍細胞を死滅させる効果が長期に持続することが期待されている。						
主な使用方法	CTL019治療の概要 ① Modified T-cell influsion ① 應者の非動員未 梢血単核球を採取 ② ex vivo でレンチ ウイルスベクターを用いたCAR遺伝 子導入した 細胞を培養、増殖後 ハーベスト Antibody-coated beads ① Modified T-cell influsion ② ex vivo でレンチ ウイルスベクターを用いたCAR遺伝 子導入した 細胞を培養、増殖後 ハーベスト ② Modified T-cell expansion ② Si 遺伝子導入した 細胞を培養、増殖後 ハーベスト ① 患者は前処置として、リンバ球除 去化学療法を施行 ③ CTL019を投与						
主な有用性	再発又は難治性のCD19陽性のB細胞性急性リンパ芽球性白血病の小児患者では、従来の標準治療では深い寛解の持続が難しい場合もある。 3歳(スクリーニング時)~21歳以下(初回診断時)の再発又は難治性のB細胞性急性リンパ芽球性白血病患者を対象とした国際共同第II相試験において、主要評価項目とされた全寛解率(完全寛解又は血球数回復が不十分な完全寛解)は中間解析時点(N=50)で82.0% [98.9%信頼区間:64.5%,93.3%]であった。また、再発又は難治性のCD19陽性のびまん性大細胞型B細胞リンパ腫の患者では、従来の標準治療ではそれまでの治療に抵抗性であったり、再発を繰り返す場合もあることから、治療選択肢が限られる。 18歳以上の再発又は難治性の成人びまん性大細胞型B細胞リンパ腫患者を対象とした国際共同第II相試験において、主要評価項目とされた奏効率(完全奏効又は部分奏効)は、中間解析時点(N=51)で58.8% [99.06%信頼区間:39.8%,76.1%]であった。						
承認条件	 緊急時に十分対応できる医療施設において、造血器悪性腫瘍及び造血幹細胞移植に関する十分な知識・経験を持つ医師のもとで、サイトカイン放出症候群の管理等の適切な対応がなされる体制下で本品を使用すること。 国内での治験症例が極めて限られていることから、製造販売後、一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間は、全症例を対象に使用の成績に関する調査を実施することにより、本品使用患者の背景情報を把握するとともに、本品の安全性及び有効性に関するデータを早期に収集し、本品の適正使用に必要な措置を講じること。 						

キムリア点滴静注の投与に係る技術料について



※ 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項(平成30年3月5日保医発0305第1号)

第10部 手術

<通則>

第1節手術料に掲げられていない手術のうち、簡単な手術の手術料は算定できないが、特殊な手術(点数表にあっても、手技が従来の手術と著しく異なる場合等を含む。)の手術料は、その都度当局に内議し、最も近似する手術として準用が通知された算定方法により算定する。

例えば、従来一般的に開胸又は開腹により行われていた手術を内視鏡下において行った場合等はこれに該当する。